

地域医療支援センター運営事業

平成26年8月

医政局地域医療計画課(北波課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標Ⅰ－1－1

日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県

(2) 概要

地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に、医師が不足する病院への医師の派遣調整・あっせん等を行う、都道府県に設置する「地域医療支援センター」（以下「支援センター」という。）の運営を支援する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

(1) 有効性の評価

本事業により、都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーとして、支援センターの設置を推進することが出来た。

支援センターの取組により、医師不足となっている医療機関への医師の派遣調整・あっせんが行われているほか、各都道府県で工夫してキャリア形成プログラムの策定が進められてきた。

(2) 効率性の評価

都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーとして、支援センターを設置することで、地域の中核病院や大学などの自主性のみに依存することなく、行政とこれらの機関が連携して医師確保対策に取り組むことができおり、効率的な体制が図られている。

(3) 評価の総括（必要性の評価）

本事業の実施により、都道府県が責任を持って医師確保対策を行う体制が確立され、医師の派遣調整・あっせんに加えて、キャリア形成プログラムの策定により医師の地域偏在の解消を図る取組を、全国共通の仕組みとすることができた。

今後、未設置である県への設置、各都道府県の支援センターの取組のさらなる充実を図っていく必要がある。

4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

国庫補助事業としては平成 25 年度末で廃止したが、今後は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）に基づき新たに設置する基金の活用による支援を行い、評価結果を踏まえた取組の充実を図っていく。

また、厚生労働省においては、情報交換会の開催等を通じて、各都道府県支援センターの取組の好事例を共有するなどの充実を図っており、引き続き、センターを中心に、地域における医師確保の取組を推進していく。

5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
1	支援センターによる医師の派遣調整・あっせん数	—	321 人	723 人	1,069 人	2,170 人
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
都道府県からの報告に基づき厚生労働省医政局地域医療計画課作成。 なお、各年度の実績は、各都道府県が支援センターを設置した時点から調査時点までの実績累計を記載。（調査時点…平成 23 年度：平成 24 年 3 月末日、平成 24 年度：平成 24 年 11 月末日、平成 25 年度：平成 25 年 7 月末日、平成 26 年度：平成 26 年 7 月 1 日）						
アウトプット指標		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
2	当該事業の補助額（百万円）	—	—	302	463	626
達成率		—	—	—	—	—
3	支援センターの設置数（箇所）	—	—	15	20	30
達成率（47 都道府県に対して）		—	—	32%	43%	64%
4	ホームページを開設した都道府県数	—	—	15	20	28
達成率（47 都道府県に対して）		—	—	32%	43%	60%
【調査名・資料出所、備考等】						
3 について、平成 26 年 7 月末現在では 42 箇所（89%）に設置されている。						
参考統計						

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	人口10万人対医師数の全国平均（従事者数）	—	219.0人	—	226.5人	—
2	全国の医師数（従事者数）	—	280,431人	—	288,850人	—
【調査名・資料出所、備考等】 「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）より。 なお、「医師・歯科医師・薬剤師調査」は2年ごとに実施。						

（参考統計の動き）

		18年度	20年度	22年度	24年度
1	従事医師数の県内二次医療圏間の差（全国平均）（※）	2.6倍	2.7倍	2.7倍	2.7倍
（調査名・資料出所、備考等） ※ 人口10万人当たり従事医師数が最大の二次医療圏と最小の二次医療圏の差（倍率）を都道府県ごとに算出し、単純平均したもの。 ・ 「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省自治財政局住民制度課）より厚生労働省医政局地域医療計画課作成。なお、「医師・歯科医師・薬剤師調査」は2年ごとに実施。 ・ これまでの支援センターの取組については医師の地域偏在の悪化の抑制にとどまっているが、支援センターが策定しているキャリア形成プログラムによる医師の地域偏在の解消については、今後、地域枠医学生等が卒業し、臨床研修が修了した後、プログラムに沿った勤務をしていくことで、成果が表れてくることとなる。					

6. 特記事項

（1）国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

（医療法改正（平成26年法律第83号）により、支援センターの機能を法律上に位置付け）

改正後医療法（平成26年10月施行）の抜粋

第三十条の十九 都道府県は、地域医療対策を踏まえ、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- 一 病院及び診療所における医師の確保の動向その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。
- 二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 三 就業を希望する医師、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 四 医師に対し、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。

（以下略）

(2) 各種計画等政府決定等の該当

平成 23 年度予算の概算要求組替え基準について

～総予算の組替えで元気な日本を復活させる～（平成 22 年 7 月 27 日閣議決定）

1. 「元気な日本復活特別枠」の設定

全 189 事業のうちの地域医療確保推進事業

（「地域医療支援センター（仮称）運営経費」は、地域医療確保推進事業のうちの 1 つ）